

湯河原町予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 3 / 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第 9 号

湯河原町予算決算会計規則の一部を改正する規則

湯河原町予算決算会計規則（昭和43年湯河原町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。

第42条中「歳入の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第53条第1項中「歳入科目ごとに区分した収入伝票を作成し、これにより」を削る。

第58条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第1項中「次に掲げる規定に基づき、歳入の徴収又は収納の事務を私人に」を「指定公金事務取扱者に対し」に、「歳入相手方」を「公金、相手方」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「次に掲げる事項を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければ」を「法第243条の2第2項の規定により告示しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収入事務受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「公金」に、「歳入を第46条の手續に準じて」を「公金を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を添えて」に改め、同条第4項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第58条の2を削り、第58条の3を第58条の2とする。

第86条第3項に次のただし書を加える。

ただし、債権者が当該支払の内容を自ら確認することができるとき、又は会計管理者等が通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第97条中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

様式第57号中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の湯河原町予算決算会計規則の規定にかかわらず、令和7年度の出納整理期間中における当該年度分の収入及び支出については、なお従前の例による。